

## 遺産分割協議書

被相続人 川越一郎  
生年月日 昭和〇年〇月〇日  
死亡年月日 令和〇年〇月〇日  
本籍 埼玉県東松山市〇〇〇〇

上記被相続人川越一郎の死亡により開始した相続における共同相続人全員は、  
被相続人の遺産を協議により以下のとおり分割する。

1. 次の不動産は川越春子が相続する。

所 在 東松山市〇〇〇〇  
地 番 ○番〇  
地 目 宅地  
地 積 150・00m<sup>2</sup>

所 在 東松山市〇〇〇〇 ○番地〇  
家屋番号 ○番〇  
種 類 居宅  
構 造 木造かわらぶき 2階建  
床 面 積 1階 60・00m<sup>2</sup>  
2階 60・00m<sup>2</sup>

2. 次の金融機関に存する預貯金その他一切の金融資産は、川越夏郎が相続する。

- (1) ☆☆銀行
- (2) △△銀行

(3) □□信用金庫

3. 次の金融機関に存する預貯金その他一切の金融資産は、川越秋子が相続する。

- (1) ○○銀行
- (2) ゆうちょ銀行
- (3) ◎◎農業協同組合
- (4) ◇◇証券

4. 相続人全員は、本協議書に記載する以外の遺産を、川越春子が取得することに同意した。

上記のとおりの協議が成立したので、この協議の成立を証明するために本協議書を作成する。

令和〇年〇月〇日

埼玉県東松山市〇〇〇〇  
川越春子（実印）

埼玉県東松山市〇〇〇〇  
川越夏郎（実印）

埼玉県東松山市〇〇〇〇  
川越秋子（実印）